

平成23年度共同募金会山形市支会事業計画

3月11日に発生した東日本大震災は、地震と津波の被害により、東北地方の太平洋沿岸部を中心に、多くの人命を失う未曾有の大災害となった。その後、被災地には、全国から多くの支援が寄せられ、共同募金会では災害等準備金を活用し、それらの活動を支援してきた。しかし、復旧・復興には今後も多くの時間と人手と費用が必要である。

一方、山形市では人口減少・世帯員数の減少・世帯数の増加、経済不況という状況の中、高齢者の介護問題や虐待、振り込め詐欺等の被害、さらに生活困窮や育児に関する不安が見られ、市民の福祉に対する意識や生活環境に関する期待も高まってきている。

このような社会情勢の中、公的な制度とともに、地域の中で互いに支えあう地域福祉活動が重要となる。そこで、地域福祉を積極的に推進するため、住民の理解と協力を深め、募金の使途明示の周知徹底や広報活動等をさらに強化し、「じぶんの町を良くするしくみ。」をスローガンに、地区社会福祉協議会との密接な連携を図りながら、共同募金に取り組んでいく。

1 運動の企画及び実施

- (1) 国民たすけあいの趣旨を普及し具体化するため、募金活動を通して地域福祉活動への協力者を育成する。
- (2) 募金の増強をはかるため、学校、企業、法人との積極的な連携を図って特別募金の拡大及び開拓を推進する。
- (3) 共同募金に対する市民の理解と協力を得るため配分金の使途を明確にし、効果的な広報活動を行い共同募金運動に自発的、積極的な参加を促進する。
- (4) 寄付者の理解を深めるため、ポスター、赤い羽根、チラシ等を配布し運動の徹底をはかる。
- (5) 地区で開催される諸会議に役職員を派遣し運動の推進をはかる。
- (6) 県の関係諸会議に役職員を派遣し情報の収集をはかる。

2 歳末たすけあい運動の実施

歳末たすけあい運動計画により実施し、より身近な地域で支えあい助け合う福祉社会の構築を目指し、支援活動を通じてその環境整備をすすめる。

3 災害たすけあい運動の実施

災害の発生に対応し、全国及び地域の運動に呼応し被災者救援のため災害たすけあい運動を実施する。

平成23年度共同募金会山形市支会運動要領

国民のたすけあい運動である共同募金運動も、今日まで半世紀以上にわたり民間社会福祉事業の発展に大きく寄与し、市民の社会福祉事業への理解を深める上で果たしてきた役割は極めて大きい。今後も公的な社会福祉施策の充実を求めるとともに、市民の心に潜在する「たすけあいの心」をこの共同募金運動に向け、「ふれあいやまがた福祉文化のまちづくり」をめざして、市民の理解を一層高め、地区社会福祉協議会及び自治会(町内会など)を主体とした組織活動を通じ市民総参加の運動を展開する。

1 運動の期間

国民たすけあい運動として、厚生労働大臣の定める期間、10月1日から12月31日までとする。

2 スローガン 「じぶんの町を良くするしくみ。」

3 運動の機関

本市での運動は、山形県共同募金会山形市支会を代表機関として、各地区社会福祉協議会を通して、それぞれの地区と結びついた民主的な組織運動をすすめる。

4 活動推進

この運動は、地区社協役員・自治会(町内会など)役員・民生委員児童委員・自治推進委員・婦人会役員・各機関団体役員・会社・事務所・商店代表・ボランティア等の活動によってすすめる。

5 監査及び公表

(1) 監 査

山形市支会や県共同募金会の指導監査を受ける。

(2) 公表報告

一般市民から寄付された額について公表する。

地区社協は、自治会(町内会など)別に募金額をまとめ、本市支会に送金すると共に地区住民に報告する。

本市支会は、地区別、市全体の募金結果についてこれを公表する。

6 共同募金の種別・募金方法及び経費等の配分

(1) 地域募金

(イ) 地区別に協力募金目標額を決定し、地区社協において自治会(町内会など)を主体として関係団体その他奉仕者の協力を得て募金を行う。

(ロ) 地域募金の納入は、12月の歳末たすけあい運動を考慮し、11月末日迄に完了する。

(ハ) 運動経費として、地区目標額の5%を事前に交付する。

(ただし、実績額が目標額に達しない場合は、地区目標額の3%の額を返金する。)

(ニ) 事業費の配分

目標額を超過した地区社協に対し、その超過した全額を地域福祉活動費として次年度に市社協を通じ配分する。

(ホ) 個人情報保護

隣組単位等で、回覧チラシ等で募金を依頼する場合は個人情報保護の観点から住民の方々から同意を得るようにする。

(2) 街頭募金

ボランティア及び各種団体・児童生徒等の街頭での募金活動を行う。

具体的な計画については、関係者の打合会で決める。

(3) 特別募金

企業・学校・組織団体・個人篤志者等による募金を行う。

7 資料の配布

赤い羽根、広報、大口願書、大口芳名簿、領収書、会議資料、ポスター、募金回覧チラシ等の資料配布数はこの配布表にもとづき配布する。

○広報は全戸配布する。

○領収証の残部は、本支会事務局に戻すようにする。

平成23年度共同募金会山形市支会協力募金目標額

本市支会では、山形県共同募金会の計画を踏まえ、下記の通り協力募金目標額と運動計画を設定する。

記

1 山形市支会目標額 31,895,000円（前年度31,895,000円）

単位:円

種 別	本 年 度 協 力 募 金 目 標 額	前 年 度 協 力 募 金 目 標 額
地 域 募 金	27,649,300	27,614,200
街 頭 募 金	300,000	300,000
特 別 募 金	3,945,700	3,980,800
計	31,895,000	31,895,000

2 各種募金運動計画

(1) 地域募金

① 地区別に協力募金目標額を設定し、地区社協において、自治会(町内会など)を主体とし、関係団体・その他ボランティアの協力を得て募金を行う。
地域募金の納入は、12月の歳末たすけあい運動を考慮し、11月末日までに完了するように依頼する。

② 地区別の協力募金依頼額

「平成23年度地区別協力募金目標額」の通り

③ 算出の基礎

世帯数 平成23年度の山形市社協会費納入対象世帯数を採用。

算出額 一世帯あたりの協力募金目標額を417円として、市社協会費納入対象世帯数を乗じて得た額を協力募金の目標額とする。

(2) 街頭募金

共同募金運動への協力と啓発を推進するため、ボランティアグループ・各種団体等に呼びかけ、街頭での募金活動を実施する。

① 期 間

10月1日～15日までの期間を予定。(奉仕者の希望により期間を延長する場合もある。)

② 実施場所

七日町方面・山形駅前方面(予定)

(3)特別募金

① 学校募金

福祉教育の一環として、児童・生徒による校内募金運動を実施する。

小学校・中学校には校長会を通して依頼し、保育園・幼稚園・高等学校等には直接依頼する。

② 職域募金

共同募金運動の理解を深めるため、各企業・官公庁等に直接依頼する。

③ その他

広報などを通じ、団体・個人篤志者等の募金を進める。